

メインバンク関係の法的分析―判例の分析をとおして

神 吉 正 三

一 はじめに

本稿は、二〇一三年一月に刊行予定の小塚莊一郎ほか編『前田重行先生古稀記念論文集 企業法・金融法の新潮流』（商事法務）に掲載予定の拙稿「メインバンク関係の将来展望」の準備稿として、メインバンク制に基づくメインバンクとメインバンク先との関係のあり方が裁判で争われた事例を分析することによって、メインバンク関係が判例上どのように捉えられているのかを明らかにするとともに、その結果を踏まえてメインバンク関係について分析することを目的とする。

メインバンク関係を扱う判例は少ない。本稿では、メインバンク制とメインバンク関係について概観した後、五件の判例をとり上げる。これらの判例は、①メインバンクのメインバンク先を含む関係当事者に対する支援義務を含む法的義務の存否に関するもの、②メインバンクのメインバンク先に対する融資において当該融資を決定する取締役の注意義務に関するもの、の二つに分類できる。①は、メインバンクがメインバンク先やその債権者に対して融資義

務・支援義務を負うかという形で訴訟が提起される。

二 メインバンク関係とは

第二次世界大戦後のわが国では、長年にわたり間接金融を中心とする金融構造が構築されてきた。メインバンク制は、このようなわが国の金融構造を特徴付ける制度的枠組みの一つである。メインバンクがどのような銀行を意味するのかについては、必ずしも明確な定義が確立されているとはいえないが、概ね次のような特徴を備える銀行であるとされている。①企業と長期的・総合的な取引関係を維持している、②その企業に対する最大の融資シェアをもつ、③重要な貸手であると同時に、その企業の主たる株主でもある、④資本関係以外にも、役員を派遣するなど、企業と人的結合関係をもつ、⑤企業が経営危機に陥ったときには、企業再組織化（再建、救済、解散など）のイニシアティブをとる、の五点である。これらのうち①～④は、銀行の取引先企業の経営状態が平常時における取引関係を意味している。これに対して⑤は、当該取引先企業の経営状態が不振に陥り、さらには危機に瀕したときに銀行によって発揮される役割である。①～④までの関係なしに、⑤だけが見られるということはない。逆にいえば、①～④の取引関係が見られない状態で、銀行の取引先が経営危機に瀕した場合、銀行は債権者であるから、一般の債権者と同様に、自衛のために債権の回収と保全の強化に努めるのが原則である。

企業が証券市場から株式や社債の発行によって資金を調達していなければ、多くの場合、企業にとっての最大の債権者は、貸付金によって企業に資金を供給する銀行、それも取引歴が長く、貸付額が最も大きいメインバンクということになる。また、わが国では銀行による株式の保有は、独占禁止法一条および銀行法一六条の三による規制があ

るものの、株式の取得と保有自体が一般的に禁止されているということはない。メインバンクによるメインバンク先の株式の取得は、政策的投資として長期的な保有を前提としているから、長い取引歴の中で、銀行が許容される総株主の議決権の五%に近い割合の株式を保有する状態に至れば、当該企業にとって、メインバンクは多くの場合、主要な債権者であると同時に主要な株主となる。こうなれば、メインバンクは、メインバンク先の経営に対して、債権者としての立場以上に、株主としての強い発言力を法的にも持つこととなる。

このように、メインバンクは、融資先企業との間で単に資金を供給するという関係以上に、株式持合いや役員派遣といった長期的かつ継続的で緊密な取引関係を取引先企業との間で構築しようとしてきた。そして、メインバンク先が経営危機に陥った場合には、その再組織化に深くかわり、企業経営に支援を与えらるゝとともに、倒産による費用の多くを積極的に負担してきたとされる。⁽²⁾

メインバンク関係とは、このようなメインバンク制の下でのメインバンクとメインバンク先との関係を指す。ただし、メインバンク関係が明確な契約関係に基づくものではないことには注意を要する。メインバンク関係が契約に基づくものではないところから、メインバンクはメインバンク先に対して金融支援を含む各種の支援行為を実行すべき法的義務を原則として負っていない。そのようなこともあってか、メインバンクは経営危機に陥ったメインバンク先のすべてを救済するわけではなく、中長期的にみて救済の便益が費用を上回ると判断できる場合にかぎって救済に当たると指摘されている。⁽³⁾

メインバンク関係が形成されると、メインバンク先がメインバンクに取引を集中する結果、メインバンクはメインバンク先との経常的な取引から、さまざまな取引メリットを吸収できる。メインバンク先から得られる貸出金利息、剰余金配当以外の取引メリットとして、具体的には、①手形・小切手の決済を含めた仕入債務の支払をメインバ

ンクの口座とすることに起因して、決済資金を準備するために売上回収金の受取口座としてメインバンクの口座を指定することによる預金平均残高の上昇、②振込による買掛金支払の元受け受託による為替手数料収入、③従業員の給与振込の元受け受託による為替手数料収入、④メインバンク先が社債を発行した場合の社債管理者への就任による報酬、⑤メインバンク先の従業員の財産形成預金の取扱いによる個人預金の積み上げ、といったさまざまなものがある。さらに、メインバンク先との取引を核として、メインバンク先の取引先やメインバンク先従業員の多数の個人取引にも取引が及びうるため、取引関係の裾野はかなり広い範囲に及ぶ。したがって、メインバンク関係によってメインバンクが得られる取引メリットは、メインバンク関係にない取引先との取引関係から得られる取引メリットに比して、相当大きくなる。

銀行が特定の企業とメインバンク関係を構築する動機としては、このような幅広い範囲に及ぶ取引メリットを吸収できることにあるといつてよい。逆に、メインバンク先から見た場合、企業再組織化をメインバンクが主導する可能性があるからこそ、メインバンク関係を形成することに対する誘因が働くといえよう。さらに、このような誘因が銀行の取引先に働くためには、企業の側に倒産を何としても回避しなければならないという強い意識の存在することが前提として必要となる。そのような意識がわが国企業社会で生じてきた背景については、本稿の冒頭で述べた別稿で検討する。

三 メインバンクの関係当事者に対する法的義務に関する判例

1 東京地方裁判所昭和六三年五月二六日判決金融・商事判例八二三号二七頁

本件は、多額の負債を抱えて倒産寸前の経営危機に陥った合板製造業を営む訴外会社（A社）のメインバンクであった商工組合中央金庫（被告）がA社に対する木材の供給会社であるユアサ産業株式会社（原告）らにA社の経営再建に関与することを要請し、再建支援に関して覚書（本件覚書）を締結したうえで、被告と原告を含む主要債権者で各種の支援を実施したものの奏功せず、結局A社が会社更生手続開始の申立てをして倒産したため、原告が被った損害の賠償を求めた事件である。

原告は、A社による原木の引取り拒否により、原木（高級材）を他に転売せざるを得なくなったため、A社への販売約定価格と転売価格との差額分相当の損害を被り、この損害はA社が必要な仕入決済資金の調達ができなくなったこと、つまり被告がA社に対する融資を打ち切ったことにその原因があるとして、被告に対して債務不履行による損害賠償を請求した。原告の主張の要点は、被告がA社に対して融資義務を負っており、その義務は実質的に原告に対する義務であるとする点にある。

本判決は、「訴外会社は本件覚書の当事者になっていないのであり、結局訴外会社の債権者が、債権者の立場から、当面の訴外会社の倒産を回避するための、また、訴外会社の再建に向けての基本的方針や方策について本件覚書により合意したものというべきで、右合意によって直ちに被告が原告ら関係七社に対し何らかの債務を負担するものとは解することはできない。」と判示するとともに、「本件協定（本件覚書締結後、A社の経営の引受け手が見つからないため、債権者の立場に立つてA社の再建をはかるため、委員会を発足させることを内容とする協定を指す。引用者

注」を結んだ際被告が関係七社に対し従前どおり訴外会社に融資することを確約したとしても、これにより直ちに被告が原告ら関係七社に対し債務を負担したとは認め難く、また、本件協定により、被告が訴外会社への融資を打ち切る際その旨を原告ら関係七社に通告する義務があるとは認め難いところである。」と判示して、原告の請求を棄却した。

本件原告は、メインバンクからの協力要請がなされたことをも踏まえて、A社の再建を支援する決断をしたものと思われる。さらに、原告には、メインバンクをも当事者とする覚書や協定を締結することによって、自らが損害を被ったり、自らの債権が回収不能に陥ることはないであろうとの期待があったものと思われる。しかし、この判例からは、メインバンク先の債権者のそのような期待は単なる期待であって、法的保護の対象とはならないことが明らかになったといえる。メインバンクがメインバンク先の経営再建に関する契約の当事者となっても、メインバンク先の債権者から見て重要な点は、メインバンクが契約上、どのような義務を誰に対して負っているのが明確になっているかという点である。当事者が銀行に対して抱く「期待」の内容を具体化して、それを契約内容として定めておかないかぎり、銀行が契約当事者であっても、銀行が関係当事者に対して自己犠牲的行動をとることを求めることはできないということである。

ただし、メインバンクが支援に関して何らかの法的義務を具体的に負うことを内容とする契約を締結するかとなると、なかなか難しい。また、事態は時々刻々と変化するから、メインバンク先の債権者から見て、仮にそのような契約が締結できたとしても、事情変更の原則をも踏まえれば、定期的に契約内容を見直す必要がある。現時点で本件と同様の行為をメインバンク先の債権者が行う場合、メインバンク先の債権者がその債権を確実に保全するためには、弁護士 の 指導と助言を受けて、メインバンクを含めて、誰が誰に対してどのような義務を負うのかを明確に定めた契

約を締結すべきであるということになろう。

2 札幌地方裁判所平成九年五月二六日判決判例タイムズ九六一号一八五頁

本件は、金融危機の一九九七年（平成九年）に経営破綻した北海道拓殖銀行（以下、「拓銀」という）が、経営危機に陥ったメインバンク先のカプトデコム株式会社に対して、融資金一二四億円の返還を請求した事件である。拓銀からの請求に対してカプトデコムは、金融機関と融資先企業との間に一金融機関とその融資先としての取引関係を超えた一心団体ともいべき共生関係がある場合、金融機関は融資先企業の存続のためには自らの利益を犠牲にしても両者の利害の調和を図らなければならない義務（アメリカ法上の信認義務と同義）を負い、このような義務に反して金融支援を打ち切って融資金の返還を請求することは、権利濫用に当たると主張した。これは、メインバンク関係に基づき、メインバンクが企業再組織化のイニシアティブをとるべきことをメインバンク先の側から独自に法律構成をし、抗弁として主張したものであるといえる。なお、拓銀がカプトデコムのメインバンクであったことは、拓銀のカプトデコムに対する融資の貸倒について、整理回収機構が当該融資を決定した拓銀の元取締役に對して損害賠償を求めた事件に関する最二小判平成二〇年一月二八日判時一九九七号一四八頁（拓銀カプトデコム事件上告審判決）に見られる事実からも明らかである。

この主張に対して本判決は、「一金融機関とその融資先としての取引関係を超えた一心団体ともいべき特殊な共生関係」がどのような関係をいうのか判然とせず、本件における原告と被告との関係がこのような共生関係にあたるのかどうかは明らかでないと判示するとともに、「金融支援の意思表示がされたことをもって、具体的な諸成的消費貸借契約や消費貸借の予約が成立したものと認めることはできない。」「被告らが『貸し手責任』として主張する原

告の融資義務、弁済期の猶予、訴求しない特約などの法的効果が生じるということではでき(ない。)」と判示した。

この判決からは、メインバンク関係に基づいて、経営危機に陥ったメインバンク先がメインバンクに対して各種の金融支援を法的に要求することは困難であることが明らかになったといえよう。メインバンクはメインバンク先に各種の金融支援を実施する法的義務を何ら負っておらず、メインバンクがそれを実施することがあるのは、あくまでもメインバンクの自由な判断の結果である。この判例からは、メインバンク先がメインバンクに対して持っている経営危機に瀕した際にメインバンクが何らかの救済・支援行為を実施してくれるであろうという期待は、法的保護の対象とならないメインバンク先の単なる期待にすぎないということが明らかになったといえる。

そして、メインバンク関係は明確な契約関係に基づくものではないため、仮に訴訟を提起しても、メインバンク関係自体をどのように法律構成し、メインバンクがどのような法的義務をメインバンク先に対して負うのかを示すこと自体が極めて困難であるといえる。これは、メインバンク先からみて、メインバンク関係における自らの法的地位が極めて脆弱であると同時に、その地位が法的保護の対象とならないことを同時に意味するものである。

3 東京地方裁判所平成二二年五月二五日判決判例時報二〇八六号六五頁

本件は、原告の株式会社クボタおよび橋本総業株式会社が経営危機に陥っていた販売先の訴外甲野機材株式会社のメインバンクであった被告八十二銀行に対して支援を継続するか否かに関する判断材料を得るために、株式会社クボタが平成一六年三月にヒアリングを実施した際に、被告が訴外会社を倒産させる意図を有していたにもかかわらず、全面的に支援する旨の虚偽の事実を告げ、訴外会社との取引を継続するよう要請し、その旨を原告らが誤信して取引を継続した結果、訴外会社が平成一六年十二月に再生手続開始の申立てをしたことによって売掛金相当額二億円

余の損害を被ったとして、不法行為による損害賠償を請求した事件である。本件では、①被告が原告らに詐欺を行ったか、②被告らが原告らに対して情報提供に関する注意義務または説明義務を負い、その義務に違反したかが争われた。

①について本判決は、詳細な事実認定の結果を踏まえて、「平成一六年三月の時点において、被告が甲野機材を支援して再建する意図は有しておらず、甲野機材に対する債権を最大限回収した上で甲野機材を倒産させる意図を有していたとは到底認めることができないし、――被告が甲野機材を支援して再建する意図は有しておらず、甲野機材に対する債権を最大限回収した上で甲野機材を倒産させる意図を有していたことを認めるに足りる証拠はない（――被告は、甲野機材の再建に向けて全面的に支援していくとの方針であったものと認めることができる。）」と判示した。次に②については、「原告らは、――甲野機材の主要な取引先であり、被告は、甲野機材のメインバンクであったから、原告ら及び被告は、甲野機材の経営動向について共通の利害関係を有していたということができるけれども、それぞれが甲野機材との間に債権債務を有していたにすぎず、被告が甲野機材の経営について指導等をしていたメインバンクであったからといって、信義則上、甲野機材の主要な取引先である原告らに対し、当然に甲野機材の財務状況について正確な情報を提供すべき注意義務又は説明義務を負うものではないことは明らかである。」と判示し、原告の請求を棄却した。

本判決は、原告によるヒアリングの際に、①被告は甲野機材の経営が改善されるまで全面支援を行う意向であり、とくに資金面は全面的に支援するので取引先は債権回収について心配する必要はない旨、②訴外会社に副社長として被告の支店長を派遣する予定だが、被告が過去に人員を派遣した会社で倒産した事例がない旨、③支援方針については被告の頭取も承認しており、被告としての方針である旨、などを説明していることを事実認定している。原告は、

社会から高い信頼を得ている存在である銀行による訴外会社の支援に関するこのような非常に踏み込んだ説明（表明）を判断材料として訴外会社との取引を継続したと考えられる。企業は資金調達ができる限り倒産しない。にもかかわらず訴外会社が倒産したのは、被告の訴外会社に対する取引方針が原告のヒアリングの後で変更されたか、訴外会社の意思によって法的倒産手続の途が選択されたかであるが、本判決からはこれについて知ることはできない。

また、原告らの請求が棄却されたのは、本件事実関係の下では、被告の行為が詐欺にあたることもないし、被告が原告らに対して訴外会社の財務状況について正確な情報を提供すべき注意義務又は説明義務を負うものでもないため、不法行為にもあたらないとされたことによる。本判決を踏まえれば、メインバンクによるメインバンク先に関する各種の表明に基づいて、表明を受けた相手方がメインバンクに対して何らかの法的責任を問うことは困難であるということが明らかになったといえる。経営危機に陥った企業の取引先が当該企業との取引を継続するか否かを決定するのは、あくまでも自己責任に基づく判断でなければならないことになる。これは、経営危機に瀕したメインバンク先の取引先が、自らの行動について十分に自己決定ができると考えられる事業者であることによるのかもしれない。そして、銀行による表明を踏まえてとった自らの行動の結果、損害を被ったとしても、その損害の賠償を銀行に求めることは困難であるから、債権者が経営不振に陥った企業との取引を継続するに際しては、踏み込んだ法的自衛手段を講じる必要があることを本判決は意味している。

また、本件原告らと同様に、銀行の表明を信頼して支援を決定した者は、その表明の確実性を高めるには、銀行の取引方針が変更された場合、自らに通知する旨を約する契約を銀行と締結しておく必要があることになる。しかし、このような契約を銀行が締結することは期待できないから、定期的にヒアリングを実施する以外に方法がない。

4 小括

ここで検討した判例からは、メインバンク先やメインバンク先の債権者からメインバンクに対してメインバンク関係に基づいてメインバンク先に対する各種の金融支援を実施することを要求すること、メインバンク先の債権者が損害を被ることのないような金融支援をメインバンクに要求することは、その法的根拠が極めて薄弱であるため、ほとんど期待できないことが明らかになったといえよう。メインバンク関係は、メインバンクとメインバンク先とがそれぞれの権利と義務を明確に定めた契約書を取り交わして形成されるものではない。また、メインバンクにメインバンク先や関係当事者に対して何らかの法的義務を負わせるためには、メインバンクがそのような義務を負うことを明確に定めた契約を締結することが必要である。しかし、そのような契約の締結にメインバンクが応じるかとなると、疑問がある。

見方を変えれば、メインバンクを含む関係当事者の各当事者に対する義務を明確に定めた契約を締結しておかない限り、銀行に対する関係当事者の信頼は、法的保護の対象となることはないということが明らかである。銀行を銀行であるからといって信頼を寄せること自体が誤りであったということが、これらの判例から結論として導かれる。銀行に寄せるこのような事案における社会からの信頼自体が偶像にすぎないということが、わが国社会における銀行に対する見方と整合的であるのか、さらに預金者からの信認の上に経営が成り立つ銀行に対して、このような見方が広がるのが銀行経営にどのような影響を与えるのかについては、さらに慎重かつ十分な検討を必要とする。

四 メインバンクのメインバンク先に対する融資の決裁に関する判例

1 東京地方裁判所平成一四年七月一八日判決判例時報一七九四号一三二頁（日本長期信用銀行EIE第一次訴訟第一審判決）

本件は、日本長期信用銀行（以下、事件名を除いて「長銀」という）がメインバンク先とされる株式会社イ・アイ・イーインターナショナル（以下、「訴外会社」という）に対して実行した六〇億円の融資の一部が最終的に回収不能になったことに基づき、長銀の経営破綻後に商号変更した新生銀行が当該融資を決裁した元頭取を含む元取締役の善管注意義務違反を理由に損害賠償を求めた事件である。提訴後に、整理回収機構によって訴訟引受けが行われた。

本判決は、メインバンク関係について、「メインバンクは、借り手についての情報収集・蓄積及び経営監視の面で他の債権者よりも優位な立場にあること、最大の融資者としての借り手が経営難に陥った場合の危機管理にイニシアチブを発揮することから、これらに信頼・期待して他行は当該借り手企業への融資を引き受け、他方メインバンクは、借り手の預金、為替及び社債管理業務などを独占的に引き受ける関係が成立していたものと解される。」と判示し、長銀と訴外会社との間にメインバンク関係の存在を認めた上で、結論として元取締役の責任を否定する判断を示した。

本判決は、メインバンク関係を初めて定義した判例としての意義がある。ただし、本件の事実関係、とくに長銀と訴外会社との間の取引年数、長銀が訴外会社の流動性の管理をしていなかった点からみて、長銀を訴外会社のメインバンクであるとするには疑問がある。

2 東京地方裁判所平成一六年三月二五日判決判例時報一八五一号二一頁（日本長期信用銀行ノンバンク事件）

本件は、長銀がグループノンバンク三社に対して実行した七件の支援行為によって長銀が損害を被ったとして、長銀から商号変更した新生銀行が支援行為に関与した元取締役に対して損害賠償を求め、提訴後に整理回収機構が訴訟引受けを行った事件である。

本判決は、メインバンク制とメインバンク関係について次のように詳細に判示した。「我が国においては、①ある企業と長期・固定的な総合取引関係を有し、②当該企業に対する融資シェアが取引銀行中第一位であり、③当該企業の大口株主であるとともに、④当該企業に役員等の人材を派遣している銀行をメインバンクと称し、当該企業及びこれに対する他の取引銀行を含めた関係において、メインバンク制と呼ばれる金融慣行が存在してきた。すなわち、メインバンク、メイン先の企業及びこれに融資している他の金融機関との間には、①メインバンクはメイン先企業に対して安定的な資金供給を行う代わりに、当該企業の預金、為替及び社債管理業務などを独占的に引き受け、これらの手数料や当座預金口座に滞留する無利息の資金の運用による収入を得ることができること、また、②メインバンクは最大の融資者であり、メイン先企業の決済口座の出入金のチェックや人材派遣等により、他の債権者よりも優位な立場に立つて信用状態の審査及びモニタリングを行えること、さらに、③メインバンクは平時には声なき大株主としてメイン先企業の経営の安定化に資するとともに、いざという時には企業経営権へ介入し得る権限を留保していること、他方で、④他の債権者はメインバンクによるメイン先企業の経営状況や信用度についての情報収集・蓄積や経営監視に依拠して融資を行うこと、そして、⑤これによりメイン先企業は必要な資金需要を満たすことができる」とも

にメインバンクも特定企業への融資の過度の集中を避けることができること、しかし、⑥これらのことの裏返しとして、メイン先企業の経営が悪化した場合にはメインバンクがその再建等の危機管理にイニシアチブをとることが期待されることなどを内容とする暗黙の關係が成立しているとされてきた。そして、現実にも、メインバンクによる経営危機企業に対する救済支援が行われてきたが、メインバンクが実際に救済支援を行うかどうかは、あくまでも救済支援のコストとこれによる便益との衡量によることとされ、その際、救済支援の便益としては、将来のメインバンク取引の維持・拡大による中長期的利益、すなわちメインバンクの名声の維持、さらには銀行の社会的・公共的使命の達成などが重要視されるものと解されてきた。」

本判決は、メインバンク制とメインバンク關係について詳細に示した判例としての意義がある。裁判所の判断は、本稿二で述べたメインバンクの定義を踏まえるとともに、さらに詳細にメインバンク關係の内容を示す。本判決では、このようなメインバンク關係の特殊な意義を法律上も認めた上で、一部について請求を認容する判断を示した。

3 小括

メインバンク關係について、判例においても、本稿の冒頭で述べた内容と同様の判示が見られる。そして、メインバンクがメインバンク先の救済支援行為を実施するのは、自己犠牲的行為ではなく、あくまでも費用便益分析の結果、支援行為の実行による便益が費用を上回る場合であると判示されている。逆にいえば、救済支援行為の実施は法的義務に基づくものではないから、それを実施しない場合と比較して、最終的に回収額が上回る、被る損害額が小さくなるといった経済的合理性に関する確実な見込みがない場合、銀行は当該救済支援行為を法律的にも実行すべきでないという結論となる。

五 おわりに

本稿で検討したように、メインバンクは、メインバンク関係に基づいてメインバンク先を含む関係当事者に対して何の法的義務も負っていない。銀行が関係当事者に何らかの表明をした場合も同様である。この点から見て、メインバンク制はメインバンクにとって非常に都合のよい制度であるといえよう。メインバンク制とは、銀行がその取引先が経営危機に瀕した際に企業再組織化のイニシアティブをとることを言外に示しつつ、メインバンク関係の形成を相手方に求め、平常時に取引メリットを吸収するためのわが国の銀行の一つのビジネスモデルであるという見方もできる。⁶⁾

ただし、メインバンク先が経営危機に陥った際に、メインバンクが債権回収に奔走し、取引解消に向かうだけでは、平常時にメインバンク関係を形成しようとする企業はなくなる。メインバンクが経営危機に陥ったメインバンク先に対して救済支援行為を実施するか否かは、冷徹な経済合理性に基づく判断によるにしても、メインバンク関係を形成するためには、何らかの基準に基づいて、救済支援にあたるなどの企業再組織化に向けたイニシアティブを一定の範囲で発揮する必要があることは間違いないであろう。

逆に、経営危機に陥っても必ずしも銀行からの救済・支援が確実に受けられるという保証がないにもかかわらず、銀行の融資先はなぜ特定の銀行とメインバンク関係を形成しようとしてきたのだろうか。この理由を理解する上で、一つの参考となる考えが、わが国の伝統的な規範概念である「義理」である。

六本佳平博士は、義理の具体的性質として次の四点をあげる。⁷⁾

第一は、「義理においては、規範遵守を監視する側（銀行取引に当てはめれば銀行。引用者注）が規範の具体的な内容を明確に特定し、また規範遵守を明示的に要求するということは、規範貫徹過程の前提とされない。規範の受益者（銀行取引に当てはめれば銀行の融資先。引用者注）が、そのような要求をすることは、はしたない行為とされ、行為者に対する不信頼をあらわすものとして排斥される。」

第二は、「行為者の側は、規範の監視者ないし受益者が遵守を要求する必要にせまられないよう配慮し先手をとって義務を履行しなければならない。（中略）関係当事者の間には、利害の一致が、さらに、好意的な関係（「和」）があるものと想定されているのである。」

第三は、「実際には、そのような一致や好意が常に存在するとは限らない。」ことである。

第四は、「社会秩序が以上のようなプロセスをへて維持される結果、社会規範が、具体的・明示的な準則として客観化され、それ自体として自立的な拘束力を獲得する機会を持たない。（中略）人々の意識において法と道徳とが明確に分離されないことにつながる（る）」。

以上を踏まえれば、銀行の融資先が経営危機に陥った場合に救済が受けられるか否かを明確にしないままで、メインバンク関係を形成しようとする理由を矛盾なく説明し、理解することができる。銀行の融資先が銀行に対して救済融資に応じることの言質をとるということは、銀行に対する不信頼を示すこととなるから、避けられてきたと考えられる。社会の同質性が高かったわが国にあっては、契約関係、とくに継続的契約関係は相互信頼を基本としており、欧米社会における権利・義務が支配する契約関係とは異なる側面を有している。

また、川島武宜教授は、わが国の協同体的社会関係について次のように言う。

協同体的社会関係「のもっとも顕著な例は、商人と顧客との商取引関係である。人は、商取引関係においても、繼

統的な身分階層的な（顧客はダンナの地位にある）・箇箇の取引を越える人身的関係（「お出入り」・「おとくい」）を設定しようとする（八百屋や魚屋や肉屋や呉服屋等との関係、大工・植木屋・土建請負業者との関係、散髪屋・髪結・美容院との関係、料理屋ないしその板前・女中・女将等との関係等々。戦争中のやみ米の買出しの場合も同様であった）。そうして、一度び設定された取引関係の相手方を変える（義理はそれを禁止する）ことは、その相手方に対する重大な侮辱、節操感の欠如、或は、裏切りを意味するのであり、そのような感情や価値判断に支えられて義理がこの関係を維持するのである。したがって、日本では経済取引の世界において自由競争が、きわめて限られた限度においてしか行われず、言いかえれば、義理は経済法則の支配をゆがめるのである。⁽⁸⁾」

メインバンク関係を右に引用した協同体的社会関係の一つとしてみてみると、取引関係の固定性や継続性といった点において、メインバンク関係の特徴を理解するのに有益であるように思われる。

上に引用した文献をも踏まえて、非科学的であるとの強い批判があることは承知の上で、メインバンク関係を義理人情に基づいて説明し、メインバンク関係とは、「銀行の言うことをきけば、悪いようにはしませんよ。」という暗黙の関係としてとらえるのが最も適切であると私は考えている。「悪いようにはしない」ということの具体的な意味内容を銀行は決して相手方に示さない。これを明示的に示せば、契約関係の存在が認められることになるかもしれないからである。「悪いようにはしない」ことの具体的な例が、メインバンクによる平常時および経営危機時における資金供給であり、企業再組織化に向けたイニシアティブの発揮である。

ただし、倒産をなんとしてでも回避しなければならないというわが国企業の意識は、近年大きく変化している。このような意識が弱くなれば、メインバンクが企業再組織化のイニシアティブをとることに期待を寄せて、企業がメインバンク関係を形成する必要性はなくなる。また、当事者の権利義務を明確にしないまま取引関係に入り、かつそれ

を継続すること自体が合理的ではない行動であると捉えられるようになってきてもいる。さらに、銀行が企業再組織化のイニシアティブをとることは、この十年ほどの間にすっかり見られなくなり、将来においてもないと考えられる。とくに都市部において、隣の住人が誰であるかも知らないし、知りたいとも思わないという意識が急速に広がった現在のわが国社会は、もはや義理人情に根差した社会であるということとはできないかもしれない。このように見ると、メインバンク関係は、十年ほど前までに見られたものと今後は大きく変化することが予想される。これらの諸点については、本稿冒頭で述べた別稿で論じる予定である。

注

- (1) 池尾和人・金子隆・鹿野嘉昭『ゼミナール 現代の銀行』七二頁～七九頁（池尾和人）（東洋経済新報社、一九九三年）。また、堀内昭義・随清遠「メインバンク関係の経済分析…展望」金融経済研究三号八頁（一九九二年）では、①と②を一つにして四つの特徴を抽出している。藪下史郎「金融システムと情報の理論」一一三頁～一四頁（東京大学出版会、一九九五年）、首藤恵・松浦克己・米澤康博「日本の企業金融 変化する銀行・証券の役割」六九頁（松浦克己）（東洋経済新報社、一九九六年）では、①を長期的取引と総合的取引の二つの特徴に分解し、六つの特徴を抽出している。
- (2) 堀内・随・前掲注（一）二〇頁。
- (3) 鹿野嘉昭「日本の銀行と金融組織」（東洋経済新報社、一九九四年）一九〇頁。
- (4) 預金の平均残高が高いと、銀行実務上、貸出金の歩留率が高いと捉える。銀行が当該企業に対する貸出のために準備すべき資金が少なくてすむことになる。
- (5) ①および②は、メインバンクが売上回収金を補足し、仕入債務の決済を担当することである。これによって、メインバンクはメインバンク先の取引先とその取引実績の把握が可能となるから、経営状態のチェックも可能となる。
- (6) 伊藤修「日本型金融の歴史的構造」（東京大学出版会、一九九五年）一七五頁は、わが国金融機関の特徴として、低利益率をあげる。メインバンク関係の形成による取引メリットの吸収が、わが国銀行の収益拡大のための一つの経営戦略であったの

かもしれない。

(7) 六本佳平「法社会学」(有斐閣、一九八六年)二二三頁～二二五頁。「義理」の概念については、石井紫郎「近世の法と国制」石井紫郎編『日本近代法史講座』(青林書院新社、一九七二年)一三～一六頁も参照。

(8) 川島武宜「義理」思想三三七号(一九五一年)二七頁。この論文は、外国人による日本人論の代表的文献であるルース・ベネディクトの『菊と刀』に関する研究である。なお、引用に際して旧字体を新字体に改めた。